

## 町民税・県民税申告の手引き

日頃、本町の税務事務にご協力をいただきましてありがとうございます。

「町民税・県民税申告」においては、この手引きをご参照のうえ、正しく記入をされますようお願いいたします。

この申告書は、あなたの町民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、**国民健康保険税の算定や児童手当等の給付資料にもなります。**

なお、申告されませんと所得証明書・課税（非課税）証明書等が発行できません。

### 申告が必要な人

（確定申告書を提出される方を除きます）

1月1日現在、城里町内に住所を有する人で、前年中の状況が次に該当する方です。

1. 事業所得（営業等・農業）、不動産所得、配当所得、雑所得（公的年金を除く）があった方
2. 給与所得者で次に該当する方。

（1）勤務先から町役場へ「給与支払報告書」が提出されていない方

（2）日雇い・パート等により勤務先が一定していない方、前年途中で退職しその後再就職せず年末調整を受けていない方。

（3）給与以外に「配当・原稿料・家賃」等の所得があった方、又は2ヶ所以上から給与を受けた方。

※年末調整済の給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の申告はしなくてもよいことになっておりますが、町民税・県民税の申告はしなければなりません。

3. 医療費控除を受けようとする方。

4. 『公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方』で、医療費控除など各種控除を町民税・県民税に反映させる方。

※『公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方』は、所得税の申告をしなくてもよいことになっておりますが、町民税・県民税の申告はしなければなりません。

※税務署へ確定申告書を提出される方は、町民税・県民税申告書を提出する必要がありません。

注 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択を申し出をされた方以外

### 申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 1月1日から12月31日までの所得を証明できる書類
  - 給与・年金等の源泉徴収票
  - 事業・農業・不動産所得等のある方は、収支内訳書を作成し、持参してください。
  - 外交員報酬・原稿料・講演料等の支払調書
3. 1月1日から12月31日までの所得控除の書類

○国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書

○医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成し、その領収書または医療費通知及び保険等で補てんされた金額の明細書・証明書を持参してください。

○寄附金税額控除（政党・NPO・公益社団法人・都道府県又は市町村に寄附した方）を受ける方は、その領収書・証明書

○障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳又はその写しを持参し申告時に提示してください。

○個人番号カード（マイナンバーカード）または個人番号（マイナンバー）が記載された書類及び身元確認ができる書類（運転免許証や健康保険証等）

※源泉徴収票などの添付書類は、申告書の裏面などに貼りつけずに持参してください。

## 作成済の申告書を郵送する場合

1. 申告書「氏名」「電話番号」欄等に記入のうえ押印し、該当する所得、控除欄に金額を記載願います。
2. 上記の「申告に必要なもの」に該当する書類を添付してください。  
※書類の添付がないと各種控除を受けられない場合があります。
3. 個人番号（マイナンバー）が記載された申告書を郵送する際は、本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）の写しを同封してください。

### 1. 申告書の書き方

町民税・県民税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対して課税されますので、その期間に得た所得額及び控除額について申告してください。

(1) 所得の種類及び計算方法（申告書の1収入金額等及び2所得金額）

種 類			所 得 の 内 容	所得（総所得金額）の計算方法	
事 業	営 業 等	ア	製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業等の営業から生じる所得及び塾の経営などの事業から生じる所得	収入金額－必要経費－事業専従者控除額	注1
	農 業	イ	田・畑・果樹・畜産などから生じる所得	収入金額－必要経費－事業専従者控除額	注1
不 動 産 所 得		ウ	地代、家賃、駐車場代、土地や家屋の権利金等の所得	収入金額－必要経費－事業専従者控除額	注1
利 子		エ	公社債や預貯金の利子、貸付信託や公社債投資信託の収益の分配などから生じる所得	収入金額＝所得金額	
配 当		オ	株式等の配当、証券投資信託の収益の分配、出資の余剰金の分配などから生じる所得	収入金額－株式などを取得するための借入金利子	
給 与 所 得		カ	給与・賃金・賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額－特定支出控除額	注2

雑所得	公的年金等	キ	公的年金等(国民年金・厚生年金・共済年金)と恩給や過去の勤務に基づき雇用主から支給される年金等の所得	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額	注3
	その他	ク	作家以外の方の原稿料や印税、講演料、生命保険年金、互助年金等の所得	公的年金等以外の収入金額－必要経費	
総合譲渡	短期	ケ	車両、機械、営業権などを譲渡した場合に生じる所得で所有期間が5年以下のもの	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(最高50万円)	
	長期	コ	車両、機械、営業権などを譲渡した場合に生じる所得で所有期間が5年を超えるもの	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(最高50万円)×1/2	
一時所得		サ	賃金、懸賞金、競輪などの払戻金など一時的な所得	収入金額－(収入を得るために支出した額－特別控除額(最高50万円)×1/2)	

### 注1 事業専従者控除(青色申告者を除く。)

○事業専従者とは、納税義務者と生計を一にする親族で次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 前年の12月31日の現在で年齢が15歳以上であること。
- (2) その納税義務者の経営する事業に、その年を通じて6ヶ月を超える期間専ら従事する親族であること。

○事業専従者控除額は、事業専従者1人につき50万円まで(配偶者の場合は86万円まで)となります。ただし、その事業所得金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額までが限度となります。(事業専従者の給与所得に係る収入金額となります)

**※事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。**

### 注2 給与所得の計算

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	62万円＋(収入金額－180万円)×30%
360万円超660万円以下	116万円＋(収入金額－360万円)×20%
660万円超850万円以下	176万円＋(収入金額－660万円)×10%
850万円超	195万円

○所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

注3 公的年金等に係る雑所得の計算（収入金額 1,000万円以下※）

受給者の年齢	年金収入金額	年金所得金額
65歳以上	110万円以下	0円
	110万円超330万円以下	年金収入-1,100,000円
	330万円超410万円以下	年金収入×25%+275,000円
	410万円超770万円以下	年金収入×15%+685,000円
	770万円超1,000万円以下	年金収入×5%+1,455,000円
	1,000万円超	年金収入-1,955,000円
65歳未満	60万円以下	0円
	60万円超130万円以下	年金収入-600,000円
	130万円超410万円以下	年金収入×25%+275,000円
	410万円超770万円以下	年金収入×15%+685,000円
	770万円超1,000万円以下	年金収入×5%+1,455,000円
	1,000万円超	年金収入-1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額のことを指します。

(2) 所得控除（申告書の4所得から差し引かれる金額）

種 類	要 件	控 除 額
22 雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合に控除されます。</p> <p>①（損害金額-保険金等により補てんされる額）-（総所得金額等の合計額×10%）</p> <p>②（災害関連支出金額-保険金等により補てんされる金額）-5万円</p>	①か②の多いほうの金額
23 医療費控除	<p>①前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が支払った医療費です。（支払った医療費-社会保険からの給付金・生命保険金等による補てん金）-（総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか少ない金額）控除限度額200万円</p> <p>②セルフメディケーション制度：7頁をご参照ください。</p>	①か②の多いほうの金額
10 社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が、前年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、退職後の任意継続保険料、厚生年金保険料、介護保険料などの掛金の金額が控除されます。領収書または証明書をご持参ください。</p> <p>※あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の年金から差し引かれる国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料については、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。</p>	左記の合計金額

1 1	小規模企業共済等掛金控除	あなたが前年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金の金額が控除されます。証明書をご持参ください。	支払った金額
1 2	生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が、前年中に支払った生命保険契約や個人年金保険契約などに基づく保険料や掛金が控除されます。証明書をご持参ください。	別表 1
1 3	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料が控除されます。証明書をご持参ください。	別表 2
1 4	ひとり親控除	あなたが現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者で次のいずれにも該当する場合 ①あなたと生計を一にしている総所得金額等の合計が 4 8 万円以下の者を有している方 ②合計所得金額が 500 万円以下の者 ③あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（※）	3 0 万円
	寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当する場合 ①夫と死別・離婚後婚姻していない者又は夫が生死不明の者で扶養親族を有する者 ②夫と死別後再婚していない者又は夫が生死不明の者で、合計所得が 500 万円以下の者	2 6 万円
1 5	勤労学生控除	あなたが大学・高等学校などの学生及び生徒で合計所得金額が 75 万円（ただし自己の勤労によらない所得が 10 万円）以下の場合、学生証等をご持参ください。	2 6 万円
1 6	障害者控除	あなた又は配偶者及び扶養親族が障害者の場合（障害者手帳や認定書の交付を受けている場合は提示が必要）	
		（特別障害者） 身体障害者 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A の人など	3 0 万円
		（同居特別障害者） あなたの配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、あなた・あなたの配偶者・あなたと生計を一にするその他の親族いずれかと同居を常況としている人	5 3 万円
		（普通障害者）	2 6 万円

17	配偶者控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、前年の12月31日（年の途中で死亡した人は、その死亡日）現在、前年の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合は103万円）以下の生計を一にする配偶者（内縁関係は含まない）を有する場合	
		一般の配偶者：10頁をご参照ください。	33万円
		70歳以上の配偶者：10頁をご参照ください。	38万円
18	配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にしている配偶者を有し、配偶者控除の適用がない場合に、配偶者（内縁関係は含まない）の所得金額に応じて一定の金額の所得控除が受けられます。10頁をご参照ください。	
19	扶養控除	前年の12月31日（年の途中で死亡した人は、その死亡日）現在、前年の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合は103万円）以下の生計を一にする親族を有する場合	33万円
		16歳未満の扶養親族	控除対象外
		一般の扶養親族（16歳以上19歳未満の人、23歳以上70歳未満の人）	33万円
		特定扶養親族（19歳以上23歳未満の人）	45万円
		老人扶養親族（70歳以上の人）	38万円
		同居老親等扶養親族（申告者又は申告者の配偶者の直系尊属で同居している人）	45万円
20	基礎控除	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用無し

※住民票上の世帯に、ご自身との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいないこと

別表1 生命保険料・介護医療保険料及び個人年金保険料控除額計算表

一般生命保険料・介護保険料及び個人年金保険料を支払った場合

	支払った保険料		控除額	
	新契約	旧契約	新契約	旧契約
12,000円以下	支払額全額	15,000円以下	支払額全額	
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円	

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）

※それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

別表2 地震保険料控除額計算表

地震保険契約等の保険料を支払った場合

支払った地震保険料等の区分		支払った保険料	控除額
A	地震保険料のみ		支払った保険料の金額 ÷ 2 (最高 25,000 円)
B	旧長期損害保険料のみ	5,000 円以下	支払った保険料の金額
		5,001 円～15,000 円	支払った保険料の金額 ÷ 2 + 2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円
A と B がある場合			A,B それぞれ計算した金額の合計額 (最高 25,000 円)

(注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

※平成18年12月31日以前に締結した保険契約等(旧長期損害保険料)

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例について

定期健康診断などを受けている方で、対象となる市販薬(※)を、年間12,000円を超えて購入した方は、申告することで所得控除が受けられるようになります。

※対象となる市販薬・・・要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。具体的な医薬品については、厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧」をご覧ください。

◎対象となる方

所得税や町民税・県民税を納めている方で、下記のいずれかを受けている方

- ・勤務先での定期健診 ・特定健診検査(いわゆるメタボ健診) ・予防接種 ・定期健康診断(事業主診断)
- ・健康診査(いわゆる人間ドック等で医療保険者が行うもの) ・がん健診

◎金額

対象となる医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、その金額を超えた部分の金額について所得控除を受け取ることができます。

(例) 50,000円分の対象医薬品を購入した場合の控除額

50,000円(対象医薬品の購入金) - 12,000円 = 38,000円(控除額)

※控除上限額は88,000円です。

※購入金額には「生計を一にする配偶者その他の親族の分」も含まれます。

◎適用される期日

平成30年1月1日から令和3年12月31日までの期間

◎必要なもの

- ・「セルフメディケーション税制の明細書」

※医薬品購入の領収書の添付又は提示は必要ありません。

- ・一定の取組みを行ったことを明らかにする書類(健診の結果通知表等)

◎注意点

- ・従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。
- ・セルフメディケーション税制の明細書の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

## 2. 町民税・県民税の計算方法

町民税・県民税は下記の計算方法に基づいて算出されます。

ただし、次に掲げるものに該当する方は、町民税・県民税が非課税になります。

○生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

○障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の方で、前年の合計所得金額135万円以下の方

※合計所得金額とは、純損失・雑損失の繰控除適用前の総所得金額等の合計額です。

○非課税限度額については、以下の算式によります。

・均等割の非課税限度額（所得金額）：（本人＋扶養親族等の人数）×28万円＋10万円

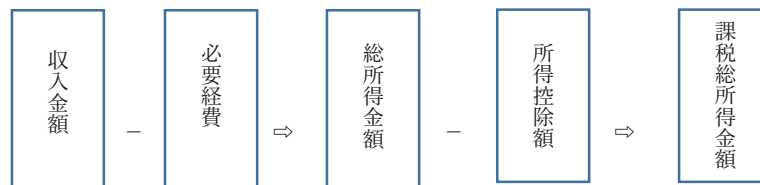
※同一生計配偶者または扶養親族を有する場合は上記に16.8万円を加えた額

・所得割の非課税限度額（所得金額）：（本人＋扶養親族等の人数）×35万円＋10万円

※同一生計配偶者または扶養親族を有する場合は、上記に32万円を加えた額

※非課税となる場合で、配偶者が国外に居住している同一生計配偶者である場合、国外配偶者証明書等を住民税申告書に添付又は提示してください。なお、同一生計配偶者とは、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

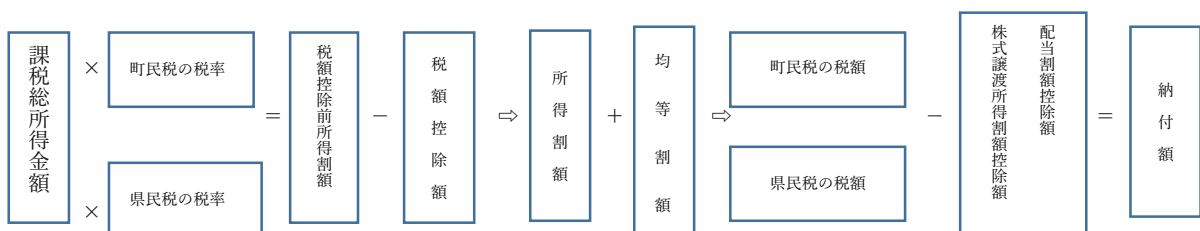
### (1) 課税所得金額の算出



※総所得金額・・・申告書「2 所得金額の 9」の額

※所得控除額・・・申告書「4 所得から差し引かれる金額 24」の額

### (2) 町民税・県民税額の算出





適用される税額控除

寄附金税額控除・・・

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除額を町民税・県民税割から減額する控除です。

住宅借入金等特別税額控除・・・

所得税から控除しきれない住宅借入金特別税額控除額を町民税・県民税の所得割か減額する控除です。

【所得割の税率】

【均等割の税率】

課税総所得金額	町民税	県民税
一律	6%	4%

町民税	県民税
年額 3,500円 (うち復興税 500円)	年額 2,500円 (うち復興税 500円・ 森林湖沼環境税 1,000円)

【分離して課税される主な所得】

種類	所得の内容	所得の計算方法・税率
分離譲渡所得	土地や建物を譲渡した場合に生じる所得	(収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間5年以下のもの	
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間5年超のもの	
株式等に係る譲渡所得	株式や転換社債などを譲渡した場合に生じる所得	上場株 町民税3% (県民税2%) : 未公開町民税3% (県民税2%)
上場株式等の配当等に係る配当所得※申告分離課税を選択した場合	株式や出資金に対する剰余金の配当、利益の配当等の所得	収入金額 - 株式等を取得するための負債の利子 (町民税3%、県民税2%)
先物取引に係る雑所得等	先物取引の差金等決済により生じる所得	先物取引に関わる課税雑所得等の金額 × 町民税3% (県民税2%)
退職所得	退職金などの退職所得に対する個人住民税については、原則として退職所得が生じた年(退職金支給時)に他の所得と区分して課税され、その支給時に特別徴収される仕組みになっています。	

※株式等に係る譲渡所得・・・特定口座で源泉徴収選択口座を選択している方が申告した場合、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。

【土地建物等の分離課税の譲渡所得の税率】

区 分	町 民 税	県 民 税	所 得 税
一般の長期譲渡所得	3%	2%	15%
優良住宅地等に係る長期譲渡所得（譲渡所得益 2,000万円超の部分）	2.4% (3%)	1.6% (2%)	10% (15%)
所有期間10年超の居住用財産に係る長期譲 渡所得（譲渡益6,000万円超の部分）	2.4% (3%)	1.6% (2%)	10% (15%)
短期譲渡所得 （ ）内は、国等に対する譲渡	5.4% (3%)	3.6% (2%)	30% (15%)

配偶者控除・配偶者特別控除について

平成29年度の税制改正により配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

令和元年度（平成30年中の所得）の町民税・県民税から適用されます。

(1) 配偶者控除の改正

夫（または妻）の前年の合計所得金額が900万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて、適用される控除額が変更になります。下表をご参照ください。

また、夫（または妻）の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

(2) 配偶者特別控除の改正

夫（または妻）の合計所得金額に応じて控除額が改正され、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下となりました。下表をご参照ください。

なお、改正前と同様に夫（または妻）の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除は適用できないこととされています。

	配偶者の合計所得金額	給与収入額に換算した額	夫（または妻）の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	1,030,000円以下	33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者（70歳以上の配偶者）	38万円	26万円	13万円
配偶	48万円超 100万円以下	1,030,000円超	33万円	22万円	11万円
		1,550,000円以下			
	100万円超 105万円以下	1,550,000円超	31万円	21万円	
		1,600,000円以下			
105万円超	1,600,000円超	26万円	18万円	9万円	

者 特 別 控 除 額	110万円以下	1,650,000円以下			
	110万円超	1,650,000円超	21万円	14万円	7万円
	115万円以下	1,700,000円以下			
	115万円超	1,700,000円超	16万円	11万円	6万円
	120万円以下	1,750,000円以下			
	120万円超	1,750,000円超	11万円	8万円	4万円
	125万円以下	1,800,000円以下			
	125万円超	1,800,000円超	6万円	4万円	2万円
	130万円以下	1,850,000円以下			
	130万円超	1,850,000円超	3万円	2万円	1万円
	133万円以下	1,880,000円以下			
	133万円超	1,880,000円超	控除適用なし		

### 個人番号（マイナンバー）の記載について

●平成29年1月（平成29年度課税分）から町民税・県民税の申告書を提出するとき、申告書の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。また、扶養親族や事業専従者がいる場合、対象者の個人番号の記載も必要となります。

●個人番号を記載した申告書の提出時、本人確認を行っております。個人番号カードをお持ちの場合は、個人番号カードのみで確認が可能ですが、通知カードや個人番号が記載された住民票等、個人番号のみが記載された書類をお持ちの場合は、身元確認のための書類も必要になりますので、運転免許証や健康保険証等もお持ちください。

●個人番号（マイナンバー）が記載された申告書を郵送する際は、本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）の写しを同封し、書留等の追跡可能な方法で送付してください。

※普通郵便でも受理しますが、紛失事故等の場合は、確認できませんのでご注意ください。

### ふるさと納税（寄附金控除）について

ふるさと納税指定対象の地方公共団体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附金額のうち、2,000円を超える額については、所得税と町民税・県民税から控除されます。

対象となる地方公共団体については、下記の総務省HPをご参照ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei_seido/furusato/archive/)

◎町民税・県民税における寄附金税額控除額の計算方法

寄附金税額控除額＝基本控除額（A）＋特例控除額（B）

A 基本控除額＝（寄附金額－2,000円）×10%

※寄附金額は総所得金額の30%が限度

B 特例控除額＝（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税率（0%～4.5%））×1.021）

※特例控除額は町民税・県民税の所得割額の20%が限度

### 医療費控除について

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。  
未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

その年中に 支払った医 療費	-	保険金など で補てんさ れる金額 (注1)	-	10万円又は所 得金額の5% 【どちらか少な い額】(注2)	=	医療費控除額 (最高200万 円)
----------------------	---	--------------------------------	---	---	---	-------------------------

注1 保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2 所得金額とは、総所得金額等のことです。詳しくは、4頁をご参照ください。

- 医療費控除を受けるためには、「**医療費控除の明細書**」を添付する必要があります。

※明細書を作成して提出すれば医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

### 調整控除（税額控除）について

#### 税額控除とは

税額控除は、町民税・県民税の所得割額から差し引くもので、主に次のものがあります。

#### 調整控除

対象者・・・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額により課税される所得割があるかた全員

控除額・・・所得控除後の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額により、次の表により計算した額

所得金額の合計額	控 除 額
<b>200万円以下のかた</b>	次の1と2のいずれか少ない金額の5% (町民税3%・県民税2%) 1 町民税・県民税と所得税の人的控除額の差額 (注釈1) の合計 2 所得控除後の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計

200万円を超えるかた	<p>次の1から2を引いた金額の5%（町民税3%・県民税2%）</p> <p>1 町民税・県民税と所得税の人的控除額の差額（注釈1）の合計</p> <p>2 所得控除後の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計-200万円</p> <p>（注意）1から2を引いた金額が5万円より少ない場合は、5万円とします。</p>
-------------	---

（注釈1） 町民税・県民税と所得税の人的控除額の差額表

人的控除額の区分		町民税・県民税	所 得 税	人的控除の差額
障害者控除	普通障害者	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
ひとり親控除		30万円	35万円	5万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除		※下表参照		
配偶者特別控除		※下表参照		
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円
基礎控除（所得額2,400万円以下）		43万円	48万円	5万円

※配偶者控除

納税者本人の 合計所得金額	一 般			老 人		
	町民税・県民税	所得税	人的控除の差額	町民税・県民税	所得税	人的控除の差額
900万円以下	33万円	38万円	5万円	38万円	48万円	10万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円	26万円	32万円	6万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円	13万円	16万円	3万円

※配偶者特別控除

納税者本人の 合計所得金額	配偶者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額		
	48万円超 50万円未満			450万円以上 55万円未満		
	町民税・県民税	所得税	人的控除の差額	町民税・県民税	所 得 税	人的控除の差額
900万円以下	33万円	38万円	5万円	33万円	36万円	3万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円	22万円	24万円	2万円
950万円超 1000万円以下	11万円	13万円	2万円	11万円	12万円	1万円

	<p>問い合わせ先</p> <p style="text-align: center;">〒300-4391</p> <p style="text-align: center;">東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25</p> <p style="text-align: center;">城里町役場 税務課 住民税G</p> <p style="text-align: center;">電話 029-288-3111</p> <p style="text-align: center;">内線 122/123</p> <p>◎所得税に関する問い合わせ先</p> <p style="text-align: center;">水戸税務署</p> <p style="text-align: center;">電話 029-231-4211 (自動音声案内)</p>	
--	--	--